

平成 29 年度
第 1 回 芦屋町地域公共交通会議

日時：平成 29 年 5 月 26 日（金） 10：00～

場所：芦屋町役場 4 階 41 会議室

芦屋町地域公共交通会議名簿

| 地域公共交通 会議役職 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|----------------|--------|-------------------------|----|
| 会長 | 鶴原 洋一 | 芦屋町副町長 | |
| 委員 | 内田 晃 | 北九州市立大学地域戦略研究所 教授 | |
| 委員 | 中西 新吾 | 芦屋町企画政策課長 | |
| 委員 | 田中 満英 | 北九州市交通局 総務経営課長 | |
| 委員 | 緒方 和博 | ひびきタクシー（有）管理課長 | |
| 委員 | 中川原 達也 | （一社）福岡県バス協会 専務理事 | |
| 委員 | 貞包 健一 | （一社）北九州タクシー協会 副会長 | |
| 委員 | 橋村 浩 | 福岡県北九州県土整備事務所 企画班地域整備主幹 | |
| 委員 | 吉村 道真 | 折尾警察署 交通第一課交通規制係長 | |
| 委員 | 石川 智雄 | 芦屋町区長会 会長 | |
| 委員 | 大庭 広文 | 北九州市交通局 労働組合執行委員長 | |
| 委員 | 江藤 裕一 | 九州運輸局福岡運輸支局長 | |
| 委員 | 堺 裕之 | 福岡県企画・地域振興部交通政策課交通総務係長 | |

事務局

| | | | |
|------|-------|------------------|--|
| 事務局長 | 井上 康治 | 芦屋町環境住宅課長 | |
| 事務局員 | 井上 裕一 | 芦屋町環境住宅課交通・公園係長 | |
| 事務局員 | 大石 宗範 | 芦屋町環境住宅課交通・公園係主事 | |

※任期

芦屋町地域公共交通会議 任期2年 平成30年3月31日まで

芦屋町地域公共交通網形成計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

1 実施時期

平成29年4月1日（土）～4月30日（日） 30日間

【告知方法】町ホームページ及び広報あしや（4月1日号）で告知

芦屋町役場（環境住宅課・総合案内）、芦屋中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館、総合体育館で素案配布

2 意見提出者数

1名（11件）

3 提出方法

電子メール1名

4 意見の概要と町の考え方

| 番号 | 意見の概要 | 町の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 地域公共交通網形成計画における実施事業の概要にある「公共交通網の再編検討」で、将来性にまつたぐの具体性がない。住民ニーズに合う再編に取り組んでいただきたい。 | 本計画は、芦屋町にとって望ましい公共交通のすがたを明らかにするため、今後の町の考え方を記載しているものです。本計画に基づき、これから公共交通網の再編を検討していくことになりま す。 本計画59頁の「公共交通網の再編に向けた考え方」に記載しておりませんが、様々な地域住民の利用状況やニーズ・課題等がある中で、既存の公共交通が効率的で効果的なものになるように、交通再編の検討を進めていきます。 |

| 番号 | 意見の概要 | 町の考え方 |
|----|---|---|
| 2 | <p>地域公共交通網形成計画における数値目標にある「バス年間利用者数」で、バス利用者離れや少子化による人口減少があるにもかかわらず、増加と設定しているが、具体的な施策も決まっていない中で何の信憑性もなく、行政の甘い認識なのではないか。その根拠を明確に示すべきだ。</p> | <p>数値目標の設定については、現況値をもとに、過去の推移や将来の展望などを検証し定めたものです。芦屋タウンバスについては、第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画で現況値よりも多い目標値を設定しています。</p> <p>なお、芦屋タウンバスにおける平成26年度の年間利用者数は、90,361人、平成27年度は93,680人、平成28年度は97,303人と増加傾向で、目標値に段々近づいている状況です。</p> <p>引き続き、芦屋タウンバスの運行事業を行いながら、年間利用者数が増えるための事業を進めていきます。</p> |
| 3 | <p>地域公共交通網形成計画における実施事業にある「広域連携での交通ネットワーク化」より、「利用しやすい環境の整備（バス停環境整備・駐輪場整備の検討等）」の方が住民ニーズに合っているので、重点的に実施してもらいたい。</p> | <p>両事業とも住民ニーズがあるため、本計画60頁の「利用しやすい環境の整備（バス停環境整備・駐輪場整備の検討等）」に記載し、実施していく予定です。現時点では、どちらか一方の事業のみを重点的に実施しようとは考えていません。</p> |
| 4 | <p>芦屋タウンバスの「はまゆう・遠賀川駅線」は、すべてが片道回送のため無駄が多く改善を希望。</p> | <p>芦屋タウンバスの「はまゆう・遠賀川駅線」において、遠賀川駅着のほとんどの便は、到着後に遠賀川駅発の便となります。また、はまゆう団地着の便については、はまゆう団地周辺にバスを待機する場所がなく、夏井ヶ浜発の便にはならず、利用者が見込まれる中央病院発の便として中央病院まで回送しています。</p> <p>なお、現3台体制のまま、現便数を維持するには、上記回送はやむを得えず、改善することはできませんのでご理解ください。</p> |

| 番号 | 意見の概要 | 町の考え方 |
|----|---|---|
| 5 | <p>芦屋タウンバスの運賃や定期券料金が他の町と比べて高い。利用者にとって負担が大きいのので改善を希望。</p> | <p>芦屋タウンバスの収支率の状況は近年5割弱となっており、運賃を低くしたり、定期券の割引率を高くしたりすることは、費用の面から大変難しいものになります。</p> <p>ただし、高齢者や障がいのある人への割引制度の導入は検討するよう考えており、本計画62頁にも記載しています。</p> |
| 6 | <p>芦屋タウンバスの運行経路については、自治区別のニーズにあったものとすべきである。特に鶴松団地経由は、昨年度実施した車内アンケートにおいても改善を望む声が多かった意見のひとつなので改善を希望。</p> | <p>芦屋タウンバスの運行経路については、本計画63頁に記載のとおり、中央病院移転開院に合わせ見直し、その後についても利用状況等により見直し等を行う計画となっています。</p> <p>運行経路の見直しについては、様々な地域住民の利用状況やニーズ・課題等がある中で、既存の公共交通が効率的で効果的なものとなるように、事業を進めていきます。</p> |
| 7 | <p>芦屋タウンバスの土日祝の時刻表で「芦屋行き」については、JR九州の列車と5分程度の接続時間しかなく、その列車が遅延するため接続に余裕がない。一方、平日時刻表は、JR九州の列車が到着する直前にバスが発車するばかりで時刻設定の意図がわかりません。時刻表の設定を再考してもらいたい。</p> | <p>芦屋タウンバスとJR九州の列車との接続に要する待ち時間については、利用者から待ち時間を短くするよう要望があり、平均10分以上を平均9分となるように時刻表を見直しました。</p> <p>現在の3台体制のまま、現便数を維持するにあたり、発着時間や運転手の休憩時間の確保等を考慮して現状のとおり時刻表を設定しています。そのため、限られた便だけの時刻を変えることはできません。</p> <p>今後、中央病院移転開院に合わせ時刻表を全体的に見直し、その後も利用状況等により見直し等を行う計画としております。</p> |

| 番号 | 意見の概要 | 町の考え方 |
|----|---|--|
| 8 | 北九州市営バスにおいて、北九州市民の障害者・高齢者には割引があるものの、芦屋町民が対象になっていないことが納得できない。交通弱者の移動における高額負担について、町が公費負担をするなど利用者の負担軽減を考慮すべきだ。 | 北九州市営バスは交通事業者であり、町が事業内容を変更することはできません。 ただし、高齢者や障がいのある人への割引制度の導入については、検討するように考えており本計画62頁にも記載しています。 |
| 9 | 北九州市営バスの青葉台経由は、遠回りのため大幅に所要時間がかかっている。また、土日祝時刻表については、JR九州の快速便と合わないよう設定されており、乗り継ぎできない。さらに、御牧大橋経由の回送便が1日50便もあり無駄が多いため改善を希望。 | 北九州市営バスの路線や時刻表等は、「地域の実情を考慮して設定している」とのことです。なお、JR折尾駅との乗り継ぎについては、「鹿児島本線と筑豊本線があり、また、快速便だけでなく特急便など本数も多いため、対象便を決めるのではなく、定期的に運行するよう設定している」とのことです。 |
| 10 | 専門職ではない芦屋町の担当者がバス運行を行うことが無理であるため、民間の交通コンサルタント業者に委託すべきだ。 | 本計画の策定については、交通コンサルタント業者に委託し、芦屋タウンバスの運行についても、交通事業者である北九州市交通局に委託しています。 本計画64頁に記載のとおり、行政としては、公共交通施策の実施を推進していきます。 |
| 11 | 芦屋タウンバスの運行委託経費があまりに高いため、公共交通にかかるとの予算については、ニーズに沿って効率的に利用してほしい。運賃の値上げより、そのものあり方を再考してもらいたい。 | 公共交通における運行については、様々なニーズや移動特性・課題等がある中で、効果的で効果的なものになるように、検討を進めていきます。 |

(3) タウンバス利用状況等の推移

| 年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数【人/年間】 | 97,163 | 99,872 | 92,491 | 93,448 | 86,723 | 88,784 | 94,122 | 95,740 | 92,699 | 90,361 | 93,680 | 97,303 |
| 利用者数【人/日】 | 266 | 274 | 253 | 256 | 238 | 243 | 257 | 262 | 254 | 248 | 256 | 267 |
| 運賃収入【千円】 | 23,832 | 25,786 | 24,982 | 26,040 | 24,257 | 24,148 | 25,907 | 26,398 | 28,779 | 27,052 | 28,336 | 29,040 |
| 地域公共交通確保維持事業費補助金【千円】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 818 | 1,450 | 1,424 | 5,171 |
| 生活交通確保対策補助金【千円】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,100 | 0 | 249 | 0 | 0 |
| 運行経費【千円】 | 32,015 | 33,266 | 37,086 | 40,993 | 40,305 | 40,379 | 41,084 | 45,337 | 45,010 | 47,203 | 49,205 | 55,091 |
| (うち運行業務委託費) | 30,483 | 32,497 | 35,895 | 37,644 | 39,795 | 39,795 | 39,950 | 39,795 | 43,774 | 45,504 | 45,717 | 45,490 |
| 収支差引(運賃収入+補助金-運行経費) | 8,183 | 7,480 | 12,104 | 14,953 | 16,048 | 16,231 | 15,177 | 17,839 | 15,413 | 18,452 | 19,445 | 20,880 |
| (うち過疎債充当)【千円】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14,000 | 14,000 | 16,500 | 15,300 | 16,900 | 16,400 | 3,100 |
| (うち調整交付金充当)【千円】 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14,000 |
| 収支率((運行収入+補助金)/運行経費) | 74.4% | 77.5% | 67.4% | 63.5% | 60.2% | 59.8% | 63.1% | 58.2% | 65.8% | 60.4% | 60.5% | 62.1% |
| 収支率(運行収入/運行経費) | 74.4% | 77.5% | 67.4% | 63.5% | 60.2% | 59.8% | 63.1% | 58.2% | 63.9% | 57.3% | 57.6% | 52.7% |

※利用者数はH17～H19は整理券利用者数。H20～H27は乗降実態調査システムの数値(現金利用者のうち、整理券を使用した数値)及び

回数券利用者などその他の数値を推計した数値。

(4) 月別利用者数及び運賃収入

| 平成 27年度 | 利用者数 | 使用料 | | | | | | | | | | | 合計 | |
|------------------|--------|------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|--------|--------|-----------|-----------|-----------|------------|
| | | 車内現金 | 車内回数券 | 役場回数券 | 遠賃回数券 | はまゆう回数券 | 回数券合計 | 車内乗継割引 | 役場乗継割引 | 乗継割引合計 | 定期券(片乗り) | 定期券(遠賃町) | | 定期券合計 |
| 4月 | 7,904 | 1,432,240 | 207,200 | 147,100 | 314,500 | 0 | 668,800 | 600 | 800 | 1,400 | 472,070 | 227,980 | 700,050 | 2,802,490 |
| 5月 | 7,602 | 1,427,101 | 152,300 | 123,800 | 213,600 | 0 | 489,700 | 900 | 0 | 900 | 43,090 | 164,720 | 207,810 | 2,125,511 |
| 6月 | 7,953 | 1,507,715 | 209,900 | 150,400 | 245,800 | 0 | 606,100 | 900 | 700 | 1,600 | 124,250 | 30,780 | 155,030 | 2,270,445 |
| 7月 | 8,038 | 1,597,989 | 146,900 | 121,800 | 269,700 | 0 | 538,400 | 0 | 1,800 | 1,800 | 196,210 | 182,680 | 378,890 | 2,517,079 |
| 8月 | 8,154 | 1,739,023 | 151,700 | 101,200 | 175,900 | 0 | 428,800 | 0 | 1,100 | 1,100 | 39,600 | 58,050 | 97,650 | 2,266,573 |
| 9月 | 7,156 | 1,444,659 | 161,800 | 86,800 | 209,600 | 0 | 458,200 | 0 | 600 | 600 | 147,560 | 87,170 | 234,730 | 2,138,189 |
| 10月 | 8,547 | 1,740,804 | 161,400 | 143,800 | 225,700 | 0 | 530,900 | 300 | 1,500 | 1,800 | 311,310 | 172,690 | 484,000 | 2,757,504 |
| 11月 | 7,929 | 1,581,115 | 130,300 | 112,800 | 284,000 | 0 | 527,100 | 0 | 900 | 900 | 153,660 | 154,980 | 308,640 | 2,417,755 |
| 12月 | 7,696 | 1,537,108 | 156,600 | 96,100 | 256,900 | 0 | 509,600 | 0 | 400 | 400 | 35,260 | 150,400 | 185,660 | 2,232,768 |
| 1月 | 7,112 | 1,478,769 | 138,800 | 88,600 | 185,600 | 0 | 413,000 | 0 | 0 | 0 | 280,750 | 103,930 | 384,680 | 2,276,449 |
| 2月 | 7,678 | 1,494,009 | 183,000 | 109,500 | 255,900 | 0 | 548,400 | 0 | 0 | 0 | -5,520 | 51,930 | 46,410 | 2,088,819 |
| 3月 | 7,911 | 1,605,685 | 185,500 | 96,700 | 216,500 | 0 | 498,700 | 0 | 0 | 0 | 134,900 | 290,840 | 425,740 | 2,530,125 |
| 合計 | 93,680 | 18,586,217 | 1,985,400 | 1,378,600 | 2,853,700 | 0 | 6,217,700 | 2,700 | 7,800 | 10,500 | 1,933,140 | 1,676,150 | 3,609,290 | 28,423,707 |
| | | 65.4% | | | | | 21.9% | | | 0.0% | | | 12.7% | |
| 平成 28年度 | 利用者数 | 使用料 | | | | | | | | | | | 合計 | |
| 4月 | 7,303 | 1,374,978 | 155,300 | 142,600 | 180,300 | 0 | 478,200 | 300 | 1,500 | 1,800 | 410,910 | 314,890 | 725,800 | 2,580,778 |
| 5月 | 8,170 | 1,517,857 | 190,700 | 146,800 | 219,800 | 0 | 557,300 | 0 | 0 | 0 | 77,040 | 166,410 | 243,450 | 2,318,607 |
| 6月 | 8,317 | 1,465,167 | 168,500 | 160,800 | 317,200 | 0 | 646,500 | 0 | 900 | 900 | 139,670 | 110,030 | 249,700 | 2,362,267 |
| 7月 | 8,502 | 1,687,229 | 173,100 | 87,900 | 211,200 | 0 | 472,200 | 0 | 0 | 0 | 344,830 | 184,480 | 529,310 | 2,688,739 |
| 8月 | 8,566 | 1,725,647 | 142,900 | 125,100 | 182,000 | 0 | 450,000 | 0 | 0 | 0 | 25,240 | 221,510 | 246,750 | 2,422,397 |
| 9月 | 7,641 | 1,492,813 | 152,600 | 84,000 | 209,700 | 0 | 446,300 | 0 | 1,800 | 1,800 | 101,960 | 268,450 | 370,410 | 2,311,323 |
| 10月 | 8,826 | 1,753,168 | 133,400 | 108,800 | 246,400 | 0 | 488,600 | 0 | 0 | 0 | 383,390 | 166,460 | 549,850 | 2,791,618 |
| 11月 | 8,153 | 1,555,400 | 150,100 | 110,200 | 143,900 | 110,620 | 514,820 | 300 | 400 | 700 | 80,100 | 180,270 | 260,370 | 2,331,290 |
| 12月 | 7,950 | 1,466,037 | 150,200 | 73,900 | 198,500 | 130,600 | 553,200 | 0 | 0 | 0 | 60,560 | 77,540 | 138,100 | 2,157,337 |
| 1月 | 8,017 | 1,413,912 | 157,400 | 85,100 | 210,600 | 169,310 | 622,410 | 0 | 0 | 0 | 303,930 | 190,670 | 494,600 | 2,530,922 |
| 2月 | 7,568 | 1,425,383 | 128,800 | 38,600 | 212,900 | 116,050 | 496,350 | 600 | 0 | 600 | 46,710 | 71,910 | 118,620 | 2,040,953 |
| 3月 | 8,290 | 1,545,629 | 170,800 | 44,900 | 219,200 | 122,940 | 557,840 | 1,200 | 900 | 2,100 | 181,020 | 217,130 | 398,150 | 2,503,719 |
| 合計 | 97,303 | 18,423,220 | 1,873,800 | 1,208,700 | 2,551,700 | 649,520 | 6,283,720 | 2,400 | 5,500 | 7,900 | 2,155,360 | 2,169,750 | 4,325,110 | 29,039,950 |
| | | 63.4% | | | | | 21.6% | | | 0.0% | | | 14.9% | |
| 28年度-27年度 増減数 | 利用者数 | 使用料 | | | | | | | | | | | 合計 | |
| 4月 | -601 | -57,262 | -51,900 | -4,500 | -134,200 | 0 | -190,600 | -300 | 700 | 400 | -61,160 | 86,910 | 25,750 | -221,712 |
| 5月 | 568 | 90,756 | 38,400 | 23,000 | 6,200 | 0 | 67,600 | -900 | 0 | -900 | 33,950 | 1,690 | 35,640 | 193,096 |
| 6月 | 364 | -42,548 | -41,400 | 10,400 | 71,400 | 0 | 40,400 | -900 | 200 | -700 | 15,420 | 79,250 | 94,670 | 91,822 |
| 7月 | 464 | 89,240 | 26,200 | -33,900 | -58,500 | 0 | -66,200 | 0 | -1,800 | -1,800 | 148,620 | 1,800 | 150,420 | 171,660 |
| 8月 | 412 | -13,376 | -8,800 | 23,900 | 6,100 | 0 | 21,200 | 0 | -1,100 | -1,100 | -14,360 | 163,460 | 149,100 | 155,824 |
| 9月 | 485 | 48,154 | -9,200 | -2,800 | 100 | 0 | -11,900 | 0 | 1,200 | 1,200 | -45,600 | 181,280 | 135,680 | 173,134 |
| 10月 | 279 | 12,364 | -28,000 | -35,000 | 20,700 | 0 | -42,300 | -300 | -1,500 | -1,800 | 72,080 | -6,230 | 65,850 | 34,114 |
| 11月 | 224 | -25,715 | 19,800 | -2,600 | -140,100 | 110,620 | -12,280 | 300 | -500 | -200 | -73,560 | 25,290 | -48,270 | -86,465 |
| 12月 | 254 | -71,071 | -6,400 | -22,200 | -58,400 | 130,600 | 43,600 | 0 | -400 | -400 | 25,300 | -72,860 | -47,560 | -75,431 |
| 1月 | 905 | -64,857 | 18,600 | -3,500 | 25,000 | 169,310 | 209,410 | 0 | 0 | 0 | 23,180 | 86,740 | 109,920 | 254,473 |
| 2月 | -110 | -68,626 | -54,200 | -70,900 | -43,000 | 116,050 | -52,050 | 600 | 0 | 600 | 52,230 | 19,980 | 72,210 | -47,866 |
| 3月 | 379 | -60,056 | -14,700 | -51,800 | 2,700 | 122,940 | 59,140 | 1,200 | 900 | 2,100 | 46,120 | -73,710 | -27,590 | -26,406 |
| 合計 | 3,623 | -162,997 | -111,600 | -169,900 | -302,000 | 649,520 | 66,020 | -300 | -2,300 | -2,600 | 222,220 | 493,600 | 715,820 | 616,243 |

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（策定年月日）平成29年5月26日

（協議会名称）芦屋町地域公共交通協議

（代表者名）会長 鶴原洋一

| |
|--|
| 0. 生活交通確保維持改善計画の名称 |
| 芦屋町地域内フィーダー系統確保維持計画 |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>芦屋町は、東西 4.4km 南北 5.3km に広がる総面積 11.49km の町である。福岡県北部の遠賀川河口に位置し、東に北九州市、南に遠賀町と水巻町、西に岡垣町と接している。人口は、15,369 人（平成 22 年国勢調査）で減少傾向にある。</p> <p>町内に鉄道駅はなく、バス交通として、北九州市営バス、黒崎芦屋間急行バス、芦屋タウンバスがあり、それぞれ、町内と町外にある鉄道駅を結ぶ路線を運行している。また、この他に高齢者と障がい者を対象とした福祉バスとして、芦屋町巡回バスが町内を運行している。</p> <p>町内には、大規模な企業や店舗、高等学校がないため、町民の通勤通学や買い物において、町外への交通手段は必要不可欠なものである。</p> <p>しかし、人口減少や自家用車の普及等により、バス利用者は減少しており、バス路線の廃止や行政負担の増加等様々な問題が発生している。</p> <p>このため、当町では平成 23 年 6 月に交通事業者、住民の代表、行政関係者等から組織される「芦屋町地域公共交通協議会」を発足し、利用実態調査や住民アンケート等を行った上で、平成 24 年 3 月に「芦屋町地域公共交通確保維持計画」を策定した。</p> <p>その計画において、今後も町民の日常生活を支えるために地域公共交通を確保維持していくことが必要であるとしており、地域公共交通確保維持事業により、町内を運行するバス交通を見直し、効率的な運行によってバス交通を確保維持し、町民の生活交通手段の確保維持を図るものである。</p> |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| <p>(1) 目標</p> <p>はまゆう・遠賀川駅線の年間利用者数を 16,555 人以上とする。</p> <p>(5. 3 人【平日 1 便当たりの平均利用者数】×9 便×241 日) +</p> <p>(6. 8 人【土休 1 便当たりの平均利用者数】×6 便×124 日)</p> <p>(2) 効果</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日に廃止された北九州市営バス「はまゆう団地線」の廃止路線を既存の芦屋タウンバス（自家用有償旅客運送）の路線を延伸して運行することによって、「山鹿」から「はまゆう団地」の沿線地区の日常生活に必要な不可欠な移動手段を確保することができる。</p> |
| 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 |
| <p>(1) 運行系統の概要</p> <p>①路線名：はまゆう・遠賀川駅線</p> |

| |
|--|
| <p>②運行区間：[起点]芦屋町大字山鹿535-1 [終点]遠賀町遠賀川1-1-1</p> <p>③運行回数：[平日]9本 [土休日]6本</p> <p>(2) 運行予定者</p> <p>芦屋町</p> <p>※表1添付</p> |
| <p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>損失額から国庫補助額を控除した額は、芦屋町が負担</p> <p>※表2添付</p> |
| <p>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p>芦屋町</p> |
| <p>6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</p> <p>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p> |
| <p>7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> |
| <p>8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> |
| <p>9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法に基づき、町全域が交通不便地域</p> <p>※表5添付</p> |
| <p>10. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> |
| <p>13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用とした利</p> |

用促進)

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

1 4. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成 23 年 6 月 29 日 調査事業の業務委託について
平成 23 年 9 月 14 日 住民アンケートについて
平成 23 年 12 月 2 日 芦屋町地域公共交通確保維持計画（案）のパブリックコメントについて
平成 24 年 3 月 30 日 芦屋町地域公共交通確保維持計画（案）の承認について
平成 25 年 1 月 25 日 路線（一部変更）、運賃、ダイヤについて
平成 25 年 6 月 20 日 生活交通ネットワーク計画承認
平成 26 年 2 月 26 日 はまゆう・遠賀川駅線の利用実績について
平成 26 年 5 月 30 日 生活交通ネットワーク計画承認
平成 27 年 2 月 25 日 芦屋町地域公共交通確保維持事業評価について
平成 27 年 6 月 1 日 生活交通確保維持改善計画承認
平成 28 年 5 月 20 日 生活交通確保維持改善計画承認
平成 29 年 1 月 23 日 芦屋町地域公共交通確保維持事業評価について

1 5. 利用者等の意見の反映状況

芦屋町地域公共交通確保維持計画の策定にあたり次のとおり、利用者等の意見を聴取した。

- (1) 交通事業者ヒアリング 平成 23 年 10 月 4 日
(2) 住民アンケート 平成 23 年 10 月 6 日～18 日
(3) 利用実態調査 平成 23 年 10 月 12 日、16 日
(4) パブリックコメント 平成 23 年 12 月 22 日～平成 24 年 1 月 20 日
(5) 住民説明会 平成 24 年 3 月 17 日

1 6. 協議会メンバーの構成

| | |
|----------------|---|
| 関係市区町村 | 芦屋町副町長、芦屋町環境住宅課、芦屋町企画政策課 |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 北九州市交通局、ひびきタクシー(有)、(一社)福岡県バス協会、北九州タクシー協会、北九州市交通局労働組合、福岡県警察折尾署、福岡県北九州市土整備事務所 |
| 地方運輸局等 | 九州運輸局福岡運輸支局、福岡県交通政策課 |
| その他必要と認める者等 | 芦屋町区長会、北九州市立大学地域戦略研究所 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

住 所 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 2 0 号
所 属 芦屋町環境住宅課 交通・公園係
氏 名 大石 宗範
電 話 093-223-3539
e-mail koutsu@town.ashiya.lg.jp

芦環交第56号
平成26年9月3日

九州運輸局 福岡運輸支局長 様

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
芦屋町長 波多野 茂丸



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
芦屋町
福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
町長 波多野茂丸
2. 登録番号
九福市交第3号
3. 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送
4. 路線 (交通空白輸送に係るもの)



| | 起 点 | 主たる経過地 | 終 点 | キロ程 |
|---|-------------------------|-----------|--------------------------|-------|
| 1 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿 551 番 1 地先 | 正津ヶ浜 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿 1299 番 13 地先 | 0.6km |
| 2 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿 551 番 1 地先 | 夏井ヶ浜 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿 1299 番 13 地先 | 1.8km |
| 3 | 遠賀郡芦屋町大字山鹿 1299 番 13 地先 | 芦屋橋 | 遠賀郡芦屋町幸町 2697 番 1 地先 | 2.3km |
| 4 | 遠賀郡芦屋町幸町 2697 番 1 地先 | 港湾緑地前 | 遠賀郡芦屋町幸町 1455 番 106 地先 | 1.3km |
| 5 | 遠賀郡芦屋町幸町 2697 番 1 地先 | 芦屋中学校前 | 遠賀郡芦屋町 1455 番 43 地先 | 0.6km |
| 6 | 遠賀郡芦屋町 1455 番 43 地先 | 祇園崎 | 遠賀郡芦屋町大字芦屋 3559 番地先 | 2.2km |
| 7 | 遠賀郡芦屋町 1455 番 43 地先 | 鶴松団地 | 遠賀郡芦屋町大字芦屋 3559 番地先 | 1.3km |
| 8 | 遠賀郡芦屋町大字芦屋 3559 番地先 | グアイニュータウン | 遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目 1224 番 1 地先 | 4.3km |

5. 事務所の名称及び位置

| 事務所の名称 | 位 置 |
|--------|---------------|
| 芦屋町 | 遠賀郡芦屋町幸町2番20号 |
| | |

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

| 事務所の名称 | 交通空白輸送 | | | 市町村福祉輸送 | | | | | | 合計 |
|-----------------------|--------|-------|----|------------|-------------|------------|-------------------|-------------|-----------|----------|
| | バス | 普通自動車 | 小計 | 寝台車 (軽) | 車いす車 (軽) | 兼用車 (軽) | 回転 シート車 (軽) | セダン等 (軽) | 小計 (軽) | |
| 芦屋町 (北九州市交通局向田営業所) | 5 | 0 | 5 | () | () | () | () | () | () | 5 () |

7. 運送しようとする旅客の範囲

| 交通空白輸送 | 市町村福祉輸送 |
|------------|---------|
| 当該路線を使用する者 | |

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

別添運賃表参照

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

九福市交第3号

2. 登録の有効期間

平成29年9月30日

3. 名称及び住所並びに代表者氏名

芦屋町

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

町長 波多野 茂丸

4. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送

5. 路 線

別紙のとおり

6. 登録に付す条件

申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

平成26年9月25日

九州運輸局福岡運輸支局長

中川原 達也

